

第2章

サービス貿易の概念整理：東アジア経済統合の背景として

伊藤恵子

石戸光

要約

本稿では、まず近年の世界におけるサービス貿易の拡大について概観するとともに、サービス貿易とは具体的に何を指すのか、その定義を整理する。そして、サービス貿易の決定要因や経済厚生などに関する理論的な考え方を整理し、特に経済統合によるサービス貿易の自由化がどのような経済的成果をもたらすのかを考察する。また、WTOのサービス貿易に関する一般協定（GATS）^{ガッツ}において各国が約束しているサービス自由化の進展状況を解説し、サービス自由化におけるさまざまな課題を浮き彫りにする。サービス業種の多くは、財と比べて貿易可能性が低く、これまでは、国際競争に晒される度合いが低かった。しかし、技術進歩によってこれまで貿易できなかったサービスが貿易可能になり、また、世界各国がサービス取引の自由化を進める中で、消費者の便益は増える一方、マイナスの影響を受ける生産者や労働者が出てくる可能性がある。そのため、サービス自由化を進めていくには国内の利害調整にさまざまな困難が伴う。さらに本稿では、近年のサービス貿易に関する主要な研究動向について紹介し、サービス貿易の実態把握と様々な課題の整理を行う。

キーワード

GATS（サービス貿易に関する一般協定）、貿易可能性、自由化約束表、規制、オフショアリング

はじめに

国際経済学では伝統的に、サービスを非貿易財、つまり国境を越えて貿易されない（または貿易が難しい）財として扱ってきたため、教科書の中で明示的にサービス貿易が扱われることは少なかった。また、財の貿易と比べてサービス貿易は統計が未整備で、詳細な実態把握でさえ十分に行われてこなかった。しかし、情報技術の進歩によってサービスの貿易可能性が高まっており、また、財貿易の拡大は同時に、財に体化されたサービスの貿易の拡大も意味している。特に先進国では、国内総生産に占めるサービス産業の割合は7～8割に達し、財におけるイノベーションや貿易財の輸出入だけを分析しても一国の技術力や国際競争力を捉えられなくなっている。また、財の生産において工程間国際分業（フラグメンテーション）が進展した結果、国境を越えて分散している各生産工程間を結ぶさまざまなサービスの重要性も高まっている¹。

さらに、二国間・多国間の自由貿易協定には、財貿易だけではなくサービスの貿易やさまざまな非関税障壁、投資ルールなどを盛り込むことが多く、サービスの国境を越えた取引に関して、どの程度自由化し、どの程度規制するのが望ましいのかは、各国の重要な政策課題となっている。

そこで、本稿では、まず近年の世界におけるサービス貿易の拡大について概観するとともに、サービス貿易とは具体的に何を指すのか、その定義を整理する。そして、サービス貿易の決定要因や経済厚生などに関する理論的な考え方を整理し、特に経済統合によるサービス貿易の自由化がどのような経済的成果をもたらすのかを考察する。

また、WTOのサービス貿易に関する一般協定（GATS^{ガッツ}）において各国が約束しているサービス自由化の進展状況を解説し、サービス自由化におけるさまざまな課題を浮き彫りにする。さらに、近年のサービス貿易に関する主要な研究成果について紹介し、サービス貿易の実態把握と様々な課題の整理を行う。

第1節：サービス貿易の拡大

1.1 近年のサービス貿易の動向

サービスとは、触れることのできない経済的な付加価値であり、形がなく、目に見えない活動である点で財と根本的に区別される。一括りにサービスといっても多種多

¹ 分散立地した生産ブロックの間を結ぶ、輸送費、電気通信費、工程間の調整費用などをサービス・リンク（service link）・コストと呼ぶ。このサービス・リンク・コストが十分に低いかが、フラグメンテーションにより生産コストを低下させることが可能かどうかを決定する（木村 2003）。

様な活動が含まれる。例えば、輸送、金融、通信、流通、飲食店、医療、教育・研究、建設、法務や会計、情報処理・調査など企業活動をサポートするサービス、そして、理美容、冠婚葬祭など個人の生活をサポートするサービスなどである。そして国境をまたいだサービスの売買がサービス貿易である。現代経済においては、触れることのできない経済的な価値のシェアが高まっており（「経済のサービス化」と呼ばれる）、日本を含む先進諸国においてはGDPに占めるサービスのシェアは70%を超えている²。

世界各国のサービス輸出額は、2010年で3.7兆ドルに達し、財の輸出額（2010年に15.2兆ドル）には大きく及ばないものの、世界の財・サービス輸出の約2割を占めている（図1）³。GDPに占めるサービス産業のプレゼンスの大きさを考えると、貿易に占めるサービスのシェアは非常に低いレベルといえる。ここでのサービス貿易とは、国境を越えた取引（WTOの用語では後述の「第1モード」）のみを測ったもので、現実になされるサービス貿易の一部でしかないことには留意しなければならない。しかしそれを考慮してもやはりサービス貿易は非常に低い水準にとどまっており、それには後述のようにくつかの要因が存在する。

しかし、近年、財輸出よりもサービス輸出の方がより速いスピードで増加している（図2）。さらに、2008年のリーマン・ショック、欧米金融危機を契機に世界貿易は急激に落ち込んだが、財輸出の落ち込みと比較してサービス輸出の落ち込みは比較的小さかった⁴。また、表1に示すように、世界のサービス貿易⁵の主な担い手は、米国、ヨーロッパ諸国、中国および日本をはじめとしたアジアの主要諸国であり、アフリカおよびラテンアメリカからは一国も20位以内に入っていない。このことは経済のサービス化が先進国で著しいことの反映であり、またサービス貿易が先進国の主導により行われている現状にもつながっている（WTO 2011）。サービス貿易の収支が黒字なのは米国、イギリスのほかフランス、スペインなどのヨーロッパ諸国である。中国、

² 触れることのできる財の生産においてもサービス化は高まっている。たとえばコンタクトレンズという財は、破損した場合に交換可能なサービスが付加されていることが多く、消費者は財そのものよりも視界の良さという商品を購入しているといえる。また携帯電話サービスは、通話という利便性を商品としているが、モノとしての携帯電話機は必要な要素である。このような観点からは、財とサービスの違いがきわめてあいまいになり、統計の作成にもモノとサービスの実務的な区別がきわめて大きな影響を与えることになる。

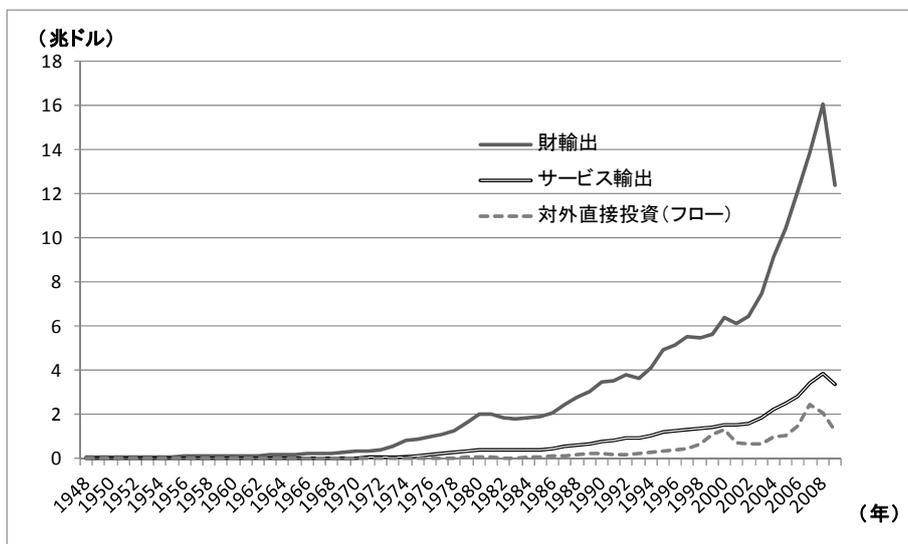
³ 財とサービスの貿易額ではなく、財に体化されたサービスの付加価値までを考慮すれば、世界で貿易される財・サービスの価値のうちほぼ半分がサービスの価値であるという（Hubert Eseaith 2008）。

⁴ この点については、Borchert and Mattoo (2009)も指摘している。

⁵ サービス貿易では、財貿易の「輸出」にあたるものを「受取」、輸入にあたるものを「支払」のように、対価の授受の視点から言及するのが通例である。

日本および韓国は赤字で、シンガポールおよび香港はほとんどの年で黒字となっている。またインドにおいては 2005 年以降黒字となっている。

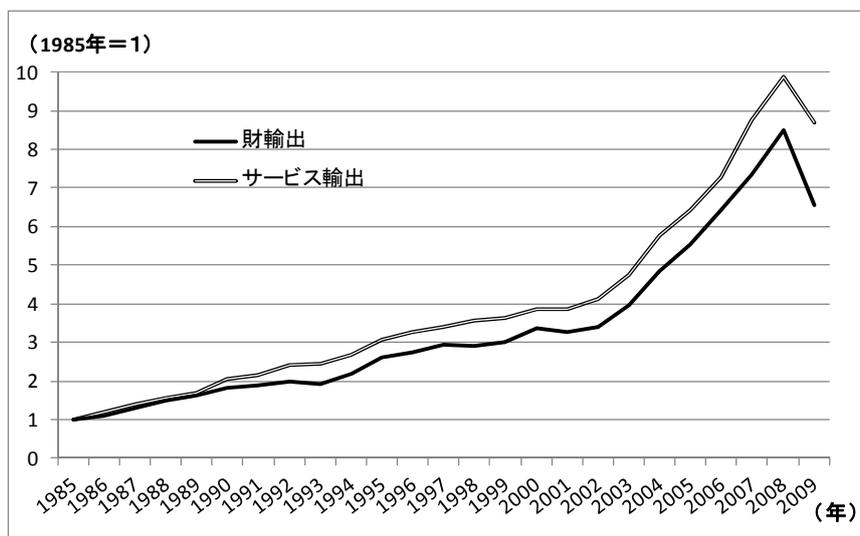
図 1 世界の財貿易、サービス取引、対外直接投資の推移



(注) 世界各国から対世界への財・サービスの輸出額、対世界への直接投資額を示す。

(資料) IMF 「IFS」 から作成。

図 2 世界の財貿易、サービス取引の推移



(注) 世界各国から対世界への財・サービスの輸出額について、1985 年を 1 とした場合の各年の大きさを示す。

(資料) IMF 「IFS」 から作成。

表1 世界のサービス貿易（受取および支払）上位20カ国

単位：百万ドル

順位 ^a	国	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
1	米国	73,093	146,460	217,353	285,362	371,928	544,357
		72,030	117,050	141,410	218,252	302,754	402,029
2	イギリス	31,306	56,422	79,796	120,397	207,674	238,754
		22,957	48,737	65,677	99,747	162,830	169,143
3	ドイツ	30,399	62,662	80,231	83,150	163,869	237,807
		35,929	84,137	130,756	137,256	210,993	263,008
4	中国	3,055	5,855	19,130	30,430	74,404	171,203
		2,524	4,352	25,223	36,031	83,795	193,321
5	フランス	35,557	76,457	84,090	82,703	122,221	144,973
		25,891	61,052	66,117	65,509	106,962	132,213
6	日本	21,648	41,384	65,274	69,238	110,210	141,457
		31,252	84,281	122,626	116,864	134,256	157,571
7	インド	3,384	4,625	6,775	16,685	52,527	123,762
		3,903	6,090	10,268	19,188	47,287	116,842
8	スペイン	12,723	27,937	40,468	52,453	94,663	123,627
		4,551	16,054	22,893	33,171	67,129	87,127
9	シンガポール	4,688	121,811	27,329	28,540	55,674	112,308
		3,554	8,642	21,205	30,095	55,233	96,463
10	香港	-	-	-	40,430	63,709	106,432
		-	-	-	24,698	33,979	50,869
11	イタリア	19,818	49,666	61,619	56,556	89,216	98,740
		16,406	46,795	55,050	55,601	90,081	110,651
12	アイルランド	1,302	3,445	5,017	18,538	59,920	97,833
		1,547	5,178	11,303	31,272	71,437	107,270
13	オランダ	13,796	29,302	45,917	49,319	80,085	95,397
		14,948	29,708	44,770	51,339	73,307	85,405
14	ベルギー	-	-	-	-	56,144	86,001
		-	-	-	-	51,172	79,072
15	スイス	8,817	19,000	26,180	30,707	49,821	83,632
		4,842	11,202	15,037	14,646	25,753	39,612
16	韓国	5,141	10,109	23,543	31,438	49,726	82,706
		3,615	10,341	25,942	33,553	59,660	93,907
17	カナダ	9,827	19,210	26,128	40,230	55,829	69,166
		13,912	28,303	33,473	44,118	65,749	91,255
18	ルクセンブルク	-	-	10,619	20,301	40,416	59,587
		-	-	7,519	13,581	24,196	37,378
19	スウェーデン	6,121	13,725	15,622	22,193	38,352	65,254
		6,681	17,058	17,216	24,127	31,785	47,316
20	デンマーク	5,487	12,830	15,307	23,721	43,371	60,241

		4,794	10,218	14,040	21,063	37,002	51,806
	世界全体	394,887	804,224	1,190,334	2,519,999	2,519,999	3,637,077
		424,269	846,298	1,212,127	1,512,496	2,402,656	3,379,389

注：上段が受取、下段が支払。 ^a 2010年の受取での順位。 -不明。

世界全体で受取と支払が一致しないのは誤差による。

出所：IMF, Balance of Payment Statistics をもとに国際貿易投資研究所が整理したもの。

1.2 サービス貿易の定義

サービスとは形がなく触れることのできない価値であると述べたが、もう一つの重要な特徴として、生産と消費が同時に同じ場所で行われ、生産と消費を分離できないという点が挙げられる。財は貯蔵や輸送が容易であるため、生産と消費が異なる時点・場所で行われることが可能であるが、サービスの生産と消費は生産者と消費者が近接していなければ行われぬ。つまり、生産者または消費者のどちらかが国境を越えて移動しなければサービスの国境を越えた取引が成立しないケースが多くみられる。例えば、外国の美容師に髪を切ってもらいたいとき、外国の有名シェフの料理を食べたいとき、外国の医療や大学教育を受けたいときなどは、外国に行かなければこうしたサービスを消費できない。しかし、一方で、輸送、金融、通信サービスのように、サービスの生産者と消費者が近接していなくてもサービス提供が可能なサービスもある。

国境を越えた取引の容易さを貿易可能性 (tradability) というが、サービスは種類によって貿易可能性が異なる。そこで、GATSでは、以下のように国際的なサービス提供の4つのモードを定義し、サービスの国際取引を財貿易よりも幅広く捉えている⁶。

- ・第1モード：国境を越える取引（ある国で生産されたサービスが国境を越えて、他の国で提供されること。例えば、ある国の業者が開発したソフトウェアが他国の消費者に郵便またはオンラインで提供されるようなケースが含まれる。）

- ・第2モード：海外における消費（ある国で生産されたサービスが、その国内で、他の国から移動してきた消費者に提供されること。例えば、外国から来た観光客が国内の観光サービスを消費したり、留学生が国内で教育を受けたりするケースが含まれる。また、外国人の所有物である船舶が、国内で修理を受けるようなケースもここに該当する。）

⁶ 各モードの例示は、Mattoo et al. (2008)による。

・第3モード：業務上の拠点を通じてのサービス提供（ある国において、他の国の個人または法人によって所有されている事業所によってサービスが提供されること。例えば、外国の保険会社の直接投資によって設立された現地法人が提供する保険サービスなどが含まれる。）

・第4モード：自然人の移動によるサービス提供（ある国において、他の国から移動してきた人によってサービスが提供されること。例えば、外国から来た外国人医師によって医療サービスが提供される場合や、外国銀行の現地法人において本国から派遣された従業員によってサービスが提供される場合などが含まれる。）

一般に財貿易は、第1モード、つまり「財が国境を越えて移動し、取引されること」を指し、各国が関税を徴収する目的で詳細に統計が取られている。もちろん、財についても、第2～4モードによって多くの国際取引が行われているが、財の場合は、第2～4モードが何らかの障壁によって不可能な場合でも第1モードによって国際取引を代替することができる。しかし、サービス貿易については、サービスの性質上、第1モードでは国際取引が不可能なものが多く、第1モードのみで捕捉されるサービスの範囲が限定される点が、財とサービスの国際取引における重要な相違点である。そのため、GATSでは、第1モードだけではなく、消費者が移動することによって取引が成立するもの（第2モード）と、生産者が移動することによって取引が成立するもの（第3、4モード）も含めてサービス貿易と定義している。狭義のサービス貿易（第1モード）については、IMFの国際収支統計マニュアルに基づいて統計整備がある程度進んでいるものの、その他のモードについては、統計の国際基準が存在せず各国において統計整備状況は大きく異なり、実態把握さえ十分に行われていないのが現状である。もちろん、財についても第2～4モードの取引が存在し、これらモードに関する統計が未整備であることは同様である。しかし、サービス取引においては第2～4モードの重要性がより高いと考えられており、統計整備と実態把握が喫緊の課題となっている⁷。

サービス取引において第2～4モードの重要性が高いにもかかわらず、諸統計が未整備であることは、サービス取引の分析やそれに基づく政策立案を非常に困難にしている。例えば、各モード間には補完性と代替性が存在すると考えられるが、補完・代替関係の大きさが数量的に捉えられているとはいえない。また、公共的なサービスや自然独占が起りやすいサービス、文化・習慣・言語などに関連するサービスも多く、こうしたサービスにはさまざまな規制が存在している。諸規制は、すべてのモードのサービス取引に影響を与えると考えられるが、各規制が各モードの取引に対して

⁷ 各モードに対応する統計とその問題点については、コラムを参照されたい。

どの程度の影響を与えているのかも十分に分析されていない。そもそも、財貿易における主な障壁は関税という数量的に測定が容易なものであるのに対し、サービスにおける規制はその度合いを数量化することからして容易ではない。また、もしサービス取引に関する統計を整備したとしても、生産されたサービス自体をどう定義しどう測定するか、という課題もある。金融サービスなどは、その代表的な例である。

1.3 サポートイング・インダストリーとしてのサービス部門の重要性

サービス産業はそれ自体の重要性のみならず、製造業のためのサポートイング・インダストリーとしての性質もまた重要である。たとえば輸送サービスは、製造業企業の行う部品調達、最終組み立てに不可欠の役割を担っている。現在東アジアにおいては中間財生産工程と最終組立工程が国境を越えて配置され、フラグメンテーションが行われているため、国際輸送サービスの役割は東アジア大でも非常に重要である。

製造業のサポートイング・インダストリーとしてのサービスは輸送サービスだけにとどまらない。WTOでは、さまざまなサービスを大きく12の大分類（実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関連するサービス及び社会事業サービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス、運送サービス、その他サービス）に分類しているが（表2）、そのうちの実務サービス、通信サービス、金融サービスなども製造業の活動を支えるサービスを多く含んでいる。本稿のはじめに、国境を越えて分散する生産工程間を結ぶサービスにかかるコスト（サービス・リンク・コスト）について触れたが、輸送やその他の様々なサービスをいかに低コストで迅速かつ円滑に提供できるかは、各国における生産工程の立地や産業集積形成の重要な決定要因ともなる。

実際に、世界のサービス貿易（前述の「第1モード」）の内訳をみると、約2割は輸送サービスが占めており、約4分の1は旅行消費が占めているが、残りの半分強がその他の商業サービスである。さらに、その他商業サービスの内訳をみると（図3）、ビジネスサービスやコンピュータ・情報サービスが約6割を占める。ビジネスサービスやコンピュータ・情報サービスについては、4.3節で詳しく述べるが、表3の実務サービスのうちの企業活動をサポートするような管理的業務やソフトウェア・インターネット関連サービスなどが含まれる。製造業企業を含む現代の企業のさまざまな活動・業務には情報技術が取り入れられ、従来国境を越えた取引（第1モード）が困難であった業務分野についても、国際取引が活発に行われるようになってきている。

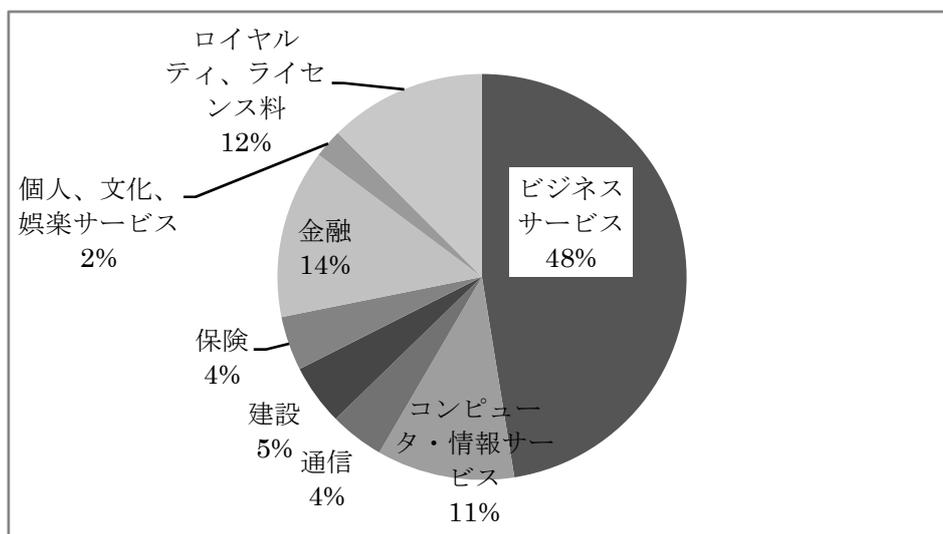
表2 WTOによるサービス分類

1. 実務サービス	7. 金融サービス
A. 自由職業サービス	A. 全ての保険及び保険関連のサービス
B. 電子計算機及び関連のサービス	B. 銀行及びその他の金融サービス（保険を除く）
C. 研究及び開発のサービス	C. その他
D. 不動産に係るサービス	
E. 運転者を伴わない賃貸サービス	8. 健康に関連するサービス及び社会事業サービス
F. その他の実務サービス	A. 病院サービス
	B. その他の人に係る健康サービス
2. 通信サービス	C. 社会事業サービス
A. 郵便サービス	D. その他
B. クーリエサービス	
C. 通信サービス	9. 観光サービス及び旅行に関連するサービス
D. 音響映像サービス	A. ホテル及び飲食店（仕出しを含む）
E. その他	B. 旅行業サービス
電気	C. 観光客の案内サービス
	D. その他
3. 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	
A. 建築物に係る総合建設工事	10. 娯楽、文化及びスポーツのサービス
B. 土木に係る総合建設工事	A. 興行サービス
C. 設置及び組立工事	（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む）
D. 建築物の仕上げの工事	B. 通信社サービス
E. その他	C. 図書館及び記録保管所のサービス
	D. スポーツその他の娯楽のサービス
4. 流通サービス	E. その他
A. 問屋サービス	
B. 卸売サービス	11. 運送サービス
C. 小売サービス	A. 海上運送サービス
D. フランチャイズ・サービス	B. 内陸水路における運送
E. その他	C. 航空運送サービス
	D. 宇宙運送
5. 教育サービス	E. 鉄道運送サービス
A. 初等教育サービス	F. 道路運送サービス
B. 中等教育サービス	G. パイプライン輸送
C. 高等教育サービス	H. 全ての形態の運送の補助的なサービス

D. 成人教育サービス	I. その他の運送サービス
E. その他の教育サービス	
	12. その他のサービス
6. 環境サービス	
A. 汚水サービス	
B. 廃棄物処理サービス	
C. 衛生サービス及びこれに類似するサービス	
D. その他	

出所：外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/jimu.html>）。

図3：世界の商業サービス輸出の内訳（2010年）



（注）輸送サービスと旅行サービスを除いた商業サービスについて算出。

（出所）WTO (2011)

1.3 サービスの貿易可能性 (tradability)

たとえば医療分野を例にすると、外国人による手術などの医療サービスの提供は、医師と患者が国境をまたいで（つまり第1モードで）行われることはなく、患者が医師の国に出向くか（第2モード）、医師が患者の国で開業するか（第3モード）、医師が個人として患者の国に出向くか（第4モード）しなければならない。このように考えると、技術的な実行可能性 (technical feasibility) がサービスの貿易可能性の重要な鍵となる。しかし情報技術 (IT) の進展により、遠隔操作を通じた医療サービスの

提供なども可能になってきている。たとえば日本の離村に所在する患者に対して都市部の医師が動画モニターを通じて健康アドバイスを行うことは実際に行われている。同様に、情報技術の進歩によって、外国に行かなくてもオンラインで外国にいる語学講師の指導を受けたり、外国の小売店の商品を購入したり、リアルタイムで外国の業者による情報処理サービスを受けたりすることが可能になり、さまざまなサービス分野において貿易可能性は高まっている。このように、技術の進歩によって、さまざまなサービスの国際取引の可能性は高まった。しかし一方、サービスの種類・特性によっては、自由な国際取引が制度的に許されるかどうか法的な課題となるケースもある。医療サービスのように、サービス提供者に対して国家資格などを課していたり、公共性が高く市場での取引が制限されているようなケースでは、国際取引の可能性は各国の法規定により異なる。したがって、医療分野に限らずサービス貿易では技術革新と同時に制度の国際的統一もまた貿易可能性を決定する重要な要因である。

1.4 サービス自由化のメリットと課題

すでに述べたように、サービスは財と比べると、「第1モード」で国際取引できない部分が多く、生産者または消費者が国境を越えて移動しなければならないケースが多い。第1モード以外でサービス取引を行うためには、企業が外国に事業所を設立したり（第3モード）、生産者または消費者である人が移動する費用がかかり、これらの費用は一般に、第1モードの貿易にかかる費用よりも大きいと考えられる。このため、サービスは財に比べて国際競争に晒される度合いが小さい。また、公共性や情報の非対称性、自然独占といった特性をもつサービスが多く、これらの市場の失敗のケースに対応するため、さまざまな規制の対象となっている。このため、競争を通じた効率的なサービスの生産と消費やイノベーションが阻害される可能性が高い。

そこで、先進国を中心に世界各国は、WTOをベースとして、財貿易の自由化交渉と同様、サービスの自由化によって健全な意味での競争が促進され、効率的なサービスの生産と消費が実現することを目指してきた。サービス自由化のメリットはいうまでもなく、競争を通じた効率性や経済厚生の上昇であるが、サービス自由化は、財の自由化以上にさまざまな課題を抱えている。まず、財貿易の障壁は、関税という数値で示される部分が多く、障壁の大きさが見えやすいが、サービス貿易の障壁は、国内制度や各国の文化・習慣にも関連する非関税障壁であり、障壁の度合いを数量的に計測すること自体が難しく、交渉を困難にしている。また、各国の生活習慣等も含めた諸事情を互いに理解し合いながら国家間交渉を進めなければならない。さらに、上述のようにさまざまな国内規制が存在するため、国際的な交渉以前に、国内でのさまざまな利害調整や制度変更などが必要になるケースも多い。

しかし、サービス貿易自由化メリットの重要性に鑑み、WTOでは、サービス自由化交渉を多角的に進めてきた。自由化交渉の枠組みであるGATS（General Agreement on Trade in Services、サービスの貿易に関する一般協定）においては、その第19条で多角的貿易自由化交渉のラウンドごとに漸進的な形でサービス貿易の自由化をする旨が規定されている。一方、経済統合すなわちFTA⁸の取り組みにおいては、FTA協定発効から数年後に更なる自由化のための見直しを行う旨が規定されることが多い。またFTAの中でも、GATS型の協定で漸進的な自由化の努力を規定しているもの（たとえば印シンガポールFTA）、見直しについて特段の規定を設けていないもの（たとえば米シンガポールFTA、米豪州FTAなど）、2年ごとの見直しを規定しているもの（EFTA シンガポールFTA）等、漸進的自由化に関する規定の内容は多様である。

GATSの自由化約束の具体的方法は、各国がこれらのサービス業種に関して4つの貿易形態ごとに、自ら自由化を行う分野のみを約束表に記載することである。約束表においては、約束表で加盟国は主に市場アクセス⁹及び内国民待遇¹⁰に関する条件及び制限の有無が記載されている。約束表の詳細やGATS、FTAにおけるサービス自由化交渉における諸問題については、第3節で詳しく説明する。

⁸ 日本においてはFTA（free trade agreement、自由貿易協定）の代わりにEPA（economic partnership agreement、経済連携協定）と呼称されるが、本章ではEPAも含めてすべてFTAと表記する。

⁹ GATSの規定と同様の意味で、市場参入を規制する措置の自由化についての規定である。

¹⁰ GATSの規定と同様の意味で、FTAの締約相手国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者よりも不利でない待遇を与えるという原則である（有利な分には構わないが、通例は同等の待遇となる）。

コラム：サービス貿易統計の様々な限界

サービスの国際取引を捉えるには、各国が IMF の定めた基準に基づいて作成している国際収支統計を利用することが一般的である。しかし、表 A のように、国際収支統計で捕捉できるのは第 1 モードが中心で、他のモードについては国際的な統一基準のない、各国独自の調査等に依存するほかない。

表 A. サービス貿易の各モードと統計の限界

モード	主なデータソース	統計の問題点
国境を越える取引 (第1モード)	国際収支統計 (旅行を除く項目)	国際収支統計では、設立後1年未満の海外拠点を通じて行われている場合や(第3モード)、滞在1年未満の自然人の移動によって行われている場合(第4モード)、第1モードと区別できない。
海外における消費 (第2モード)	国際収支統計 (主に旅行項目)	旅行消費には、財の直接購買も含まれており、旅行者による詳細な消費行動の把握が不十分なため、正確に推計されているとはいえない。また、当該モードによる取引が旅行以外の項目に含まれているケースもある。
業務上の拠点を通じてのサービス提供 (第3モード)	直接投資や海外現地法人に関する統計	国際収支統計で定められている直接投資統計は、投資の金額と残高のみを計上しており、海外現地法人の売上は把握されていない。また、国際収支統計の直接投資の定義は、第3モードの定義と一致しない。さらに、海外現地法人に関する統計自体が、取られていない国が多い。
自然人の移動によるサービス提供 (第4モード)	国際収支統計(輸送や旅行を除く項目) 海外現地法人の雇用に関する統計	国際収支統計では、設立後1年未満の海外拠点を通じて行われている場合や(第3モード)、滞在1年未満の自然人の移動によって行われている場合(第4モード)、第1モードと区別できない。また、外国人居住者によって提供されるサービスについては把握されていない。

(出所) Matto et al. (2008) Table 1.1に基づき、筆者作成。

特に、表 B に示すような組織内非市場取引としての企業間取引（親会社と海外子会社間の取引や、同一の親会社に所有された異なる子会社間の取引など）は、概念的にはサービス貿易とみなされる場合でも、統計的に捕捉することが困難であり、結果的にサービスの取引が実態よりも低い数字としてみなされることにつながっている。国際的なサービス取引すなわちサービス貿易になると、さらに困難になる。このことはサービス自由化が実態面では進んでいるが、統計的には把握できていないことを示す。

表 B. 商取引の種類と外部からの捕捉の容易さ・困難さ

	単発的市場取引	反復市場取引	組織内非市場取引
企業－企業間取引	やや困難	困難	非常に困難
企業－消費者間取引	比較的容易	やや困難	困難

出所：筆者作成

モードごとに考えると、第 1 モードは主に IT 技術を用いた越境取引であるが、たとえば同一企業間での経営に関する指示やアドバイスなどは、親会社と子会社の間で国をまたいで行われた場合、いわば企業内コンサルティングサービスの貿易とも考えられる。しかしそのような取引内容は企業機密にも関わるため、一部しか公表されていないのであろう。したがって現状では、別の企業間か企業—消費者間の市場を通じた取引が中心に第 1 モードによるサービス貿易として把握されることになる。第 2 モード（国外消費）は企業—消費者間の取引であるが、サービス提供を行う企業（たとえばホテル）が消費者の国籍ごとに売り上げ情報を整理しているとは考えられない。第 3 モード（商業拠点の設立）は外国での企業活動のため、送り出し国も受け入れ国も統計に盛り込みづらいのが現状である。そして第 4 モード（人の移動）もまた、外国人による個人としてのサービス提供を国が定期的に把握する体制となっていないのがほとんどの国の現状である。製造業におけるサービス化の流れも考え合わせると、結局現行のサービス貿易統計は第 1 モードの一部のみが記録されたものに過ぎず、実際のサービス貿易は統計の数値以上に行われていることが推測される。（しかし法制度の国間の不統一によって、いずれのモードでもさらにサービス貿易量の拡大の余地は大きい。）

第 2 節 サービス貿易の理論

2.1 サービス貿易の決定要因と貿易の利益

財貿易については、貿易の決定要因や貿易自由化の効果などについて膨大な理論分析が蓄積されてきたが、サービス貿易についても、基本的には財貿易の理論をあてはめて分析できると考えられる。しかし、サービスは、上述のように、貿易可能性や規制等の面で財とは異なるケースが少なくない。浦田他（2010）が指摘するように、サービスの国際取引においては、モードごとにその決定要因が異なると思われる。すなわち、第 1 モード（越境取引）はサービス提供を行うそれぞれの国の要素賦存の差が比較優位につながるとするヘクシャー＝オリーン理論が適用でき、第 2 モード（国外消費）は生産技術の違いが比較優位につながるとするリカード理論が適用でき、第 3 モードおよび第 4 モードはともに生産要素の国際的な移動で、労働移動や海外直接投資に関する理論が適用できる可能性がある。そこで本節では、サービス貿易について理論的に考察する際に、留意すべき事項を整理したい。

まず、標準的な国際経済学の教科書では、各国の技術水準や要素賦存状況の差に起因する比較優位に基づいて貿易がおこなわれる、と説明される（リカードモデルやヘクシャー＝オリーンモデルなど）。また、技術水準や要素賦存状況が似通った国どうしても貿易が活発に行われることについては、規模の経済性や貿易による財のバラエティの増加、産業集積のメリット、企業の持つ経営資源の優位性、ニッチ市場の開拓などの面からさまざまに説明されてきた（Helpman and Krugman 1985、Fujita, Krugman, and Venables 2001などを参照）。サービス貿易の決定要因についても、これらの理論が適用できるものの、サービス貿易の場合は単にサービスが国境を越えて移動するだけではなく、労働移動や海外直接投資を伴う場合が多い。労働移動や海外直接投資が、各国の比較優位構造や国内の所得分配を変化させる可能性もあるため、特に、貿易の利益や経済厚生分析においては、第3、第4モードのサービス取引の重要性を考慮する必要がある。

たとえば、各国において労働の限界生産性（＝賃金）に差がある場合、労働が国境を越えて移動し、最終的には各国の賃金が均等化（要素価格均等化）する可能性がある。Copeland and Mattoo (2008)の例を借りれば、自国には多くの弁護士がいて、外国には弁護士が少ない場合、自国の弁護士の労働の限界生産性が低いため賃金は低く、外国の弁護士の労働の限界生産性は高いため賃金も高い。両国間で労働移動が可能であれば、両国の要素価格が均等化するまで、自国の弁護士が外国に移動する。その結果、世界の経済厚生は増加するが、各国の経済厚生の変化は、移動した労働者の所得がどれだけ本国に送金されるのかによって異なる。また、労働移動は、国内の所得分配も変化させる。つまり、労働が流入した国では、たとえ全体の経済厚生が高まっても労働者の賃金の低下によりもともとのその国にいた労働者の所得が減り、資本家への所得分配が増える可能性がある。労働が流出した国では逆の変化が起こる可能性がある。

また、直接投資は、各国の産業集積の形成に影響を与え、さらには産業集積のメリットを増幅させることによってより多くの直接投資を呼びこんだり（第3モード取引の増加）、または第1モード、第3モードの取引も増加させるかもしれない。一方、財貿易の場合は、もし第2～4モードが困難な場合でも第1モードで代替することが容易なため、各国の消費者は第1モードによってさまざまな財を消費できると考えられる。しかし、サービス貿易の場合は、サービスの種類によっては第2～4モードが不可能な場合に第1モードで代替することもできず、外国の消費者はある国のあるサービスを全く消費できないかもしれない。つまり、サービス貿易の決定要因や経済効果を分析する際には、各モード間の補完性や代替性を考慮することが、財貿易のケース以上に重要となる。

2.2 サービス自由化とその効果

サービス貿易の場合、各モード間の補完性、代替性を考慮することが重要であると述べたが、サービス取引の規制や諸制度の変更によって、各モード間の補完性、代替性が大きく変化し、結果的にサービス貿易のパターンや経済厚生、所得分配を大幅に変える可能性がある。

例えば、スターバックスでコーヒーを飲みながら仕事したいとき、もし自国にスターバックスの店舗がなければ、自分がスターバックスの店舗がある国へ行くか（第2モード）、スターバックスに自国に出店してもらわないと（第3モード）、そのサービスを楽しむことができない。第1モードでは、スターバックスのコーヒーを飲むことはできても、スターバックスの店内の雰囲気や空間を味わうことはできない。自国で、外国の飲食店が自由に出店できず、自国企業とのフランチャイズや特殊な免許を義務づけられたり、または不動産や店舗の取得に制限がある場合、第3モード取引は大幅に制限されることになる。このとき、自国における出店規制その他の制度によって、各モード間の代替性が大きく制限され、店内の雰囲気まで味わうことはあきらめて、第1モードで取引可能なコーヒーの味だけで満足しなければならない。しかし、第3モードが自由化されれば、自国にスターバックスが進出することによって自国の消費者はスターバックスのサービスを楽しむことができ、消費者の効用が上がることが期待される。一方、国内で同種のサービスを提供するドトールコーヒーなどは、スターバックスとの競争に晒されて、顧客を奪われる可能性もある。このとき、ドトールコーヒーも新しい市場を求めて海外に進出できれば、利潤を減らすことはないかもしれないが、外国において第3モードに規制が多ければ、ドトールコーヒーは海外進出できず、国内でのスターバックスとの熾烈な競争の末に、利潤を減らすかもしれない。

一方、コンピュータ・ソフトウェアなどのサービスは、もし第2～4モード取引が禁止されていたとしても、インターネットを通じてオンラインで入手することができ、第1モードに完全に代替することが可能である。このようなサービスについては、規制がモード間の代替性に与える影響は小さいと考えられる。

このように、規制がモード間の代替性に与える影響が無視できないようなケースの場合、規制は消費者の効用や国内生産者の利益に対してさまざまな影響を与える。サービスの自由化は、財貿易の自由化以上に消費者に大きなメリットをもたらす可能性がある一方、国内生産者を国際競争に晒すことになる。もちろん、競争の結果、国内生産者の効率性や技術レベルが向上したり、海外進出によって売上や収益を増やす生産者も出てくるかもしれない。

第3節 WTO の GATS について

3.1 GATS 約束表

GATT ウルグアイ・ラウンド（交渉期間は 1986-1995 年）において、金融、運輸、通信、建設、流通等の広範なサービス分野を対象として、GATS が合意された。GATS では WTO 加盟各国から他の加盟国へのリクエスト（自由化の要望）とオファー（自由化の提案）の交渉結果として合意された約束表（commitment table）に基づいてサービス分野の対外的市場開放を行っている。この約束表は「ポジティブリスト方式」、すなわち対外的な市場開放を行う分野をリストアップする方法を採用している。これに対して「ネガティブリスト方式」は対外的な市場開放を行わない分野をリストアップする方式で、ネガティブリスト方式のほうがポジティブリスト方式より自由化のレベルとして高いものとなりやすい。すなわちポジティブリストでは「どの分野の市場開放の約束がまだなされていないか」という全体像がつかめず、これが GATS の大きな限界となっている。

本稿のテーマである経済統合、すなわち FTA の協定文におけるサービス関連の章では、GATS 約束表の報告形式をそのまま踏襲していることが多い。ただし NAFTA など米州諸国の関わる FTA はネガティブリストを採用し、「自由化しない分野」のほうをリストアップしている。表 4 に約束表のひな型書式を示す。

表 4 約束表のひな型書式

I. HORIZONTAL COMMITMENTS（各分野に共通の約束）

Sector or subsector（サービス分類）	Limitations on market access（市場アクセスに関する制限）	Limitations on national treatment（内国民待遇に関する制限）	Additional commitments（追加的な約束）
ALL SECTORS INCLUDED IN THIS SCHEDULE（この約束表に掲げるすべての分野）	4) Unbound except for measure concerning the entry and temporary stay of a natural person who falls in the following category : i) Activities to direct a branch office as its head. （次の分類に該当する自然人の入国及び一時	3) Unbound for research and development subsidies. （研究及び開発に係る補助金については、約束しない）	（注）この欄は、GATS 第 16 条（市場アクセス）及び第 17 条（内国民待遇）の義務の対象とならない措置で自発的に自由化意思を表明する各分野に共通の措置を記入。

	的な滞在に関する措置を除く他約束しない。 i) 長として支店を管理する活動)		
--	---	--	--

II. SECTOR-SPECIFIC COMMITMENTS (分野ごとに行う約束)

Sector or subsector (サービス分類)	Limitations on market access (市場アクセスに関する制限)	Limitations on national treatment (内国民待遇に関する制限)	Additional commitments (追加的な約束)
d) Services related to management consulting (経営相談に関連するサービス) (注) 本表には、何らかの自由化約束を行う分野のみ記載。 したがって、この欄に記載されていない分野は、特定の約束に係る義務(市場アクセス、内国民待遇等)を負わない(但し、MFN 義務は負う)	1) Unbound (約束しない) 2) None (制限しない) 3) The number of licenses conferred to service suppliers may be limited. (サービス提供者に与える許可の数は、制限され得る) 4) Unbound except as indicated in HORIZONTAL COMMITMENTS. (各分野に共通の約束における記載を除くほか約束しない)	1) Unbound (約束しない) 2) None (制限しない) 3) None except as indicated in HORIZONTAL COMMITMENTS. (各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない) 4) Unbound (約束しない)	(注) この欄は、GATS 第 16 条(市場アクセス)及び第 17 条(内国民待遇)の義務の対象とならない措置で自発的に自由化意思を表明する分野ごとの措置を記入。

出所：不公正貿易報告書(2011年版)を修正。

約束表の「市場アクセスに関する制限」欄には、経済的要因から課されている市場参入規制措置の自由化についての規定を記載し、「内国民待遇に関する制限」欄には、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して自国の同種のサービス及びサービス提供者と比して不利でない待遇を与えるという原則を記載することになっている。ただし実際の約束表を見ると、必ずしも両者が明確に区別されているわけではなく、また記載内容も約束表の書式を変更して国内独自のサービス分類のリストアップで済ませている例も多く、WTO加盟国それぞれによる約束表記載の精緻化は、制度の透

明化の観点からも今後の重要な国際政策課題であるとさえいえる。

次に約束表のコミットの状況を見てみたい¹¹。APECメンバーおよび比較のためのEUに焦点を絞り、それぞれのGATS約束表をWTOのサイトから入手して閲覧すると、ほとんどのエコノミーにおいて、まず第2モードが他の三つのモードにくらべて最も自由化約束のレベルにおいて高く、一方で第4モードでの各メンバーの自由化約束レベルは最も低い。実は第2モードは「自分のエコノミーの外での消費」に関するものであり、エコノミー内のサービス生産者保護という観点からするとかなり間接的なため、自由化を約束していることが多いように思われる。また、第4モードはほとんどのAPECエコノミーがunboundすなわち自由化を約束していない。つまり現在の実際的なサービス自由化交渉の多くはAPECエコノミーも含めて、世界的に第1モードと第3モードに関するものが中心であるといえる。そこで、第1・第3モードの二つのモードのみに注目し、55のサービス分類に関して「第1・第3モードともに少なくともなんらかの約束をした場合のみカウントし、該当箇所には○をつける」という判定基準で分類整理を行ってみた。（さらに細かい155の業種では実は同じ部門内でもパターンにばらつきがあるが、煩雑となるため、55部門内で最も多い業種の約束パターンをその部門の約束パターンとして整理した。）これにより、第1モード（越境取引）と第3モード（商業拠点の設立）という主要モードでどれだけ各エコノミーが自由化約束を行っているかを知ることができる¹²。

結果を表5に示す。ここで表中のMAとはサービス貿易自由化のマーケットアクセス (Market Access) の面、つまりそのエコノミー内の市場がどれだけ外国の居住者から参入しやすいかに関する法規制の約束についてのもの、NTとは内国民待遇 (National Treatment) の観点からの当該エコノミーの法的規制の約束についてのもので、MAとNTの二側面は4つのモードと同様、約束表の表形式に明記されている（そのため表5には、一つのサービス貿易部門について合計8 (=2×4) の欄がある）。

サービス貿易が第1・第3モード双方で完全に自由化すると約束されているならば、表のすべての欄に○がついていることが望ましい。しかし現実には、表のとおり、約束の段階ですら、○の付いていない部門が多く、サービス貿易は自由化度が低いことが分かる。もしこの分類作業で第2モード（国外消費）での約束をカウントするならば、サービス貿易については、前述のように第2モードはなんらかの約束がなされる場合が現状であるため、そのような表では○の数が多くなるであろう。しかしそれでは第2モードがいわば「隠れ蓑」となり、実際には自由化約束の水準が低いにも関わ

¹¹ これ以降の本項の記述は石戸（2010）に依拠している。

¹² なお、この分類作業は、一橋大学名誉教授、山澤逸平氏との共同研究の一環で行ったものである。

らず、あたかもサービス貿易の自由化約束が多く部門ですでになされているという印象を与えてしまうため、表5のようなものを作成してみたのである。気の付く点として、サービス分野ごとには、「01.実務サービス」「02.通信サービス」に属するサービス部門についての自由化約束数が多く、○の数の縦合計（表の下部分）が半数の20を超える部門（表中の20カ国全てがMAとNTの両方で約束すれば、縦合計は40となる）も存在する。他には個別部門の「07A.全ての保険及び保険関連のサービス」が○の数の縦合計で20であり、ロシアを除いたAPECエコノミー全体で、半数のエコノミーは第1・第3モードでなんらかの自由化約束を行っている計算となる。

07. 金融サービス(A. 全ての保険及び保険関連のサービス; B. 銀行及びその他の金融サービス (保険を除く); C. その他)
08. 健康に関連するサービス及び社会事業サービス(A. 病院サービス; B. その他の人に係る健康サービス; C. 社会事業サービス; D. その他)
09. 観光サービス及び旅行に関連するサービス(A. ホテル及び飲食店 (仕出しを含む); B. 旅行業サービス; C. 観光客の案内サービス; D. その他)
10. 娯楽、文化及びスポーツのサービス(A. 興行サービス (演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む); B. 通信社サービス; C. 図書館及び記録保管所のサービス; D. スポーツその他の娯楽のサービス E. その他)
11. 運送サービス(A. 海上運送サービス; B. 内陸水路における運送; C. 航空運送サービス; D. 宇宙運送; E. 鉄道運送サービス; F. 道路運送サービス; G. パイプライン輸送; H. 全ての形態の運送の補助的なサービス; I. その他の運送サービス)

出所：WTOのオンラインサイト (<http://tsdb.wto.org/default.aspx>) に掲載の GATS 約束表 (2003 年提出版) を元に作成。

3.2 なぜサービス自由化が進まないのか？

GATS を通じたサービス貿易の自由化約束の度合いは、全体的に非常に低い水準であるのが現状である。WTO の GATS におけるサービス貿易の自由化が進まない背景として、サービス貿易自由化交渉が農業交渉の進捗に左右されてきたことや、開発途上国と先進国の利害対立、サービス貿易に対する規制が重要な国内政策に関わっていること、サービス貿易の実態や障壁の把握が困難なこと、さらにポジティブ・リスト方式やリクエスト・オファー方式などの自由化交渉の方式に内在する問題が挙げられる（高澤、2006）。さらには、国境措置としての財貿易の場合と異なり、サービス貿易の自由化は国内措置としての規制を変更する政策であり、産業政策や雇用政策など国内政策との関わりが大きく、主権国家としての WTO 加盟国はサービス貿易の市場開放に内政干渉的な意味合いを見て取り、消極的となりがちである。

このような背景から、現況では GATS と並行して地域限定的な FTA の枠組みでのサービス貿易自由化が盛んであり、FTA でのサービス自由化の成果としては GATS の約束のレベルを超えた自由化の内容も見られる。WTO を通じた多国間交渉で、サービス貿易の自由化を進めていくことが最重要ではあろうが、2001 年より 10 年以上に亘って自由化交渉がなされながらも成果の見えないドーハ開発アジェンダの現状に鑑みると、セカンドベストとして FTA を通じた貿易自由化を目指していくことが重要な政策課題となっている。

3.3 FTAにおけるサービス自由化¹³

GATSのサービス貿易自由化交渉においては、WTOにおける2大原則である最恵国待遇¹⁴、内国民待遇に加えて、国内制度の透明性や制度の国際間での統一が国際・国内共通の政策として重要となる。しかし本稿で焦点とするFTAにおいては、GATS第5条において、あるFTAで与えられる特惠的な待遇をFTA締約国以外の国に対し与える義務は負わない。例えば、GATSにおいてはWTO加盟国Aは流通サービスの中の小売り分野で外資出資比率40%まで（上限）を約束し、その一方でA国がB国と締結したFTAの中では外資出資比率75%までを約束している場合、A国は、B国以外のWTO加盟国に同様の利益を与える義務はない。すなわちA国は、小売分野においてB国のサービス提供者に対してのみ外資出資比率75%までを認め、その他のWTO加盟国の

¹³本節の記述は不公正貿易報告書（2011年版）に依拠している。

¹⁴GATSでは、第2条において「加盟国は他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、その他加盟国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない」という最恵国待遇の原則を規定している。いずれの加盟国にとっても不利でない待遇ということは、すべての加盟国に同等の待遇を与えることを意味する。

サービス提供者には外資出資比率が 40%までのままとなる。またFTAの中で最恵国待遇義務を規定している場合には、一方のFTA締約国は、締約国外の第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国に与えることが義務となる。最恵国待遇の義務は先進国のFTAに多く見られ、NAFTA、米シンガポールFTA等で規定されている。

日ベトナム EPA、日スイス EPA においては、GATS 第 5 条の要件を満たす FTA での特恵的待遇を例外とする最恵国待遇を原則規定し、例外に関する協議・待遇付与努力義務規定を設けているが、日ベトナム EPA には待遇付与努力義務は規定されていない。さらにまた、原則としての最恵国待遇義務を規定せず、FTA の締約国間で最恵国待遇確保のための見直し規定を定めるものもある。すなわち FTA の締約国 A は、他方の締約国 B が C 国と B - C 間 FTA を締結し、その B - C 間の FTA において B 国が C 国（A から見ての第三国）により良い待遇を与える内容となった場合、当該 A - B 間 FTA を改訂して B - C 間 FTA と同等の待遇を確保することができるか検討することを、A - B 間 FTA で義務づける FTA である。このような形式の FTA には、日タイ EPA、印シンガポール FTA などがある。

上で見たように、FTA においては最恵国待遇の原則が必ずしも確保されず、またサービス自由化の規制内容は国ごとに多岐に亘る。具体的には、市場アクセス面については、

- ①サービスの供給者の数に関する制限（例えば経済需要に基づいた新規レストラン開店への免許制度）
- ②サービスの取引総額又は資産総額に関する制限（例えば外国銀行支店に対する資産制限）
- ③サービスの総産出量に関する制限（例えば外国映画の放映時間制限）
- ④サービス提供者の雇用者数の制限（例えば外国人労働者の雇用者総数制限）
- ⑤企業形態制限（例えば合弁などのパートナーシップ要件）
- ⑥外資制限（例えば商業拠点設置における外資出資比率制限）

の 6 つが WTO により類型化¹⁵されている。内国民待遇についての規制内容には、例えば音響映像サービスの「国内」事業者は、国内放送周波数優先割当を受けられる、サービス提供資格の発給について「国内」居住を要件とする措置、などが挙げられる。

サービス貿易に関する分野別自由化約束の枠組みは、既に GATS が存在しているため、FTA においては、GATS での規律及び分野別自由化の約束をベース¹⁶としながら

¹⁵ WTO 事務局文書 S/L/92。

も、それらを前提として、GATSを上回る自由化、いわゆる「WTOプラス」の確保が目指される。

表 6 に日本の発効済み経済連携協定でサービス貿易に関する規定を含むものを、表 7 に日本以外の国間での FTA の概略を示す。この表にある通り、ポジティブリスト方式とネガティブリスト方式は混在しており、また最恵国待遇と内国民待遇という貿易政策の二大原則に関しては、FTA 下のサービス貿易では明記されていないケースも見られる。

しかしたとえば最恵国待遇の規定が存在しない場合、サービス規制が外国において劣後することによって自国のサービス提供者の利益を損ないかねない。そこで各国政府はいわば競争的に 2 国間（あるいは複数国間）で FTA を締結し、自由化度を高めようとしている。

1 つ 1 つの FTA を「線」にたとえらるるならば、今後はこれら複数の線的 FTA を統一して「面」的な広域 FTA にまで広げることがサービス貿易に関しても必要な課題である。具体的には、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、ASEAN を中心としたいくつかのアジア太平洋諸国の間で構想中の ASEAN++（もしくは、“Regional Comprehensive Economic Partnership”）などが実質的なスタンダードとなってサービス貿易の規律を一元化することがアジア太平洋地域において主だった動きとなっている。

表 6 日本の発効済み経済連携協定（サービス章を含むもののみ）

FTA の名称	発効年月日	約束表の方式	最恵国待遇	内国民待遇
日・シンガポール経済連携協定	2002 年 11 月 30 日	ポジティブリスト方式	MFN 規定なし。ただし第三国に与えた特恵的待遇について、他方締約国から均てんを要請されたときは、均てんを考慮しなければならない旨を規定。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・メキシコ経済連携協定	2005 年 4 月 1 日	ネガティブリスト方式	原則 MFN 規定。例外は附属書（MFN 留保表）に記載。	原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。

¹⁶ アジアにおいては、1995 年に初めて合意された GATS 約束表のポジティブリスト方式を踏襲したものが多いが、一方米州大陸の国が締結する FTA は、GATS ではなく 1994 年に設立された NAFTA のネガティブリスト方式を採用しているケースが多い。

日本・マレーシア経済連携協定	2006年7月13日	ポジティブリスト方式	原則 MFN 規定。ただし、例外を定める附属書（MFN 留保表）ですべてのセクターを留保し、例外の例外として一部の分野につき MFN を付与。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・チリ経済連携協定	2007年9月3日	ネガティブリスト方式	原則 MFN 規定。例外は附属書（留保表）に記載。	原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。
日本・タイ経済連携協定	2007年11月1日	ポジティブリスト方式	一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国からの要請により、更に良い待遇の付与の要請を検討。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・インドネシア経済連携協定	2008年7月1日	ポジティブリスト方式	原則 MFN 規定。ただし例外を定める附属書（MFN 留保表）ですべてのセクターを留保し、例外の例外として一部の分野につき MFN を付与。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・ブルネイ経済連携協定	2008年7月31日	ポジティブリスト方式	原則 MFN 規定。例外は附属書（MFN 留保表）に記載。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・フィリピン経済連携協定	2008年12月11日	ポジティブリスト方式	原則 MFN 規定。例外は附属書（MFN 留保表）に記載。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・スイス自由貿易経済連携協定	2009年9月1日	ネガティブリスト方式	原則 MFN を規定。例外は附属書（留保表）に記載される措置ならびに GATS5 条の要件を満たす FTA/EPA に	原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。

			よる特恵的待遇。 例外後者については、他方の締約国に対し劣後しない待遇を付与する努力義務を規定。	
日本・ベトナム経済連携協定	2009年10月1日	ポジティブリスト方式	原則 MFN を規定。 例外は附属書（MFN 留保表）に記載される措置ならびに GATS5 条の要件を満たす FTA/EPA による特恵的待遇。例外後者については、他方の締約国に対し協議の機会を付与する義務を規定。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・インド経済連携協定	2011年2月16日	ポジティブリスト方式	一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国からの要請により、更に良い待遇の付与の要請を検討。	約束表に記載した範囲での自由化付与。

出所：不公正貿易報告書（2011年版）。

表7 日本を含まない主要な FTA (サービス章を含むもののみ)

FTA の名称	発効・署名 年月日	約束表の 方式	最恵国待遇	内国民待遇
北米自由貿易協定 (NAFTA)	2005年1月1日発効	ネガティブリスト方式	原則 MFN 規定	原則付与
EFTA シンガポール自由貿易協定 (EFTA 星FTA)	2005年1月1日発効	ポジティブリスト方式	原則 MFN。ただし FTA 例外規定あり。	約束表に記載した範囲での自由化付与
豪州・シンガポール自由貿易協定 (豪星FTA)	2005年8月発効	ネガティブリスト方式	MFN 規定なし。ただし「約束の見直し」に関する規定において、第三国に与えた特恵的待遇について、その均てんを好意的に考慮しなければならない旨を規定。	約束表に記載した範囲での自由化付与
アメリカ・シンガポール自由貿易協定 (米星FTA)	2004年1月4日発効。	ネガティブリスト方式。	原則 MFN	原則付与
アメリカ・豪州自由貿易協定 (米豪FTA)	2005年1月1日発効	ネガティブリスト方式	原則 MFN	原則付与
豪州・タイ自由貿易協定 (TAFTA)	2005年1月1日発効	ポジティブリスト方式	規定なし	約束表に記載した範囲での自由化付与
インド・シンガポール自由貿易協定 (印星FTA) 正式名は包括経済協力協定：CECA	2005年8月発効	ポジティブリスト方式	協定発効後、一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国の同待遇の付与の要請を検討。	約束表に記載した範囲での自由化付与
EFTA・韓国自	2006年9月	ポジティブ	原則 MFN。ただし	GATS 第17条を適

由貿易協定 (EFTA 韓 FTA)	1日発効	ブリスト 方式	FTA 例外。	用する旨を規定。 約束表に記載した 範囲での自由化付 与
アメリカ・韓 国自由貿易協 定 (米 韓 FTA)	2007年6月 30日署名	ネガティ ブリスト 方式	原則 MFN	原則付与。但し地 域政府についての 留保あり。
サービスに関 する ASEAN フ レームワーク 協定 (AFAS)	1998年3月 31日発効	ポジティ ブリスト 方式	規定なし	規定なし
中国ASEAN サービス協定	2007年1月 14日署名	ポジティ ブリスト 方式	規定なし	付与
韓国ASEAN サービス協定	2009年5月 1日発効	ポジティ ブリスト 方式	規定なし	付与

出所：不公正貿易報告書（2011年版）。

日本・タイEPAでは、流通分野（4B. Wholesale Trade Servicesすなわち卸売分野のサービス貿易、および 4C. Retailing Servicesすなわち小売分野のサービス貿易）に関してタイ側のサービス貿易約束表の第3モード（商業拠点の設立によるサービス提供）の欄に以下の掲載がなされている。¹⁷

Except for distilled liquor distribution services, no limitation on the number of foreign shareholders and foreign equity participation not exceeding 75 per cent is allowed as long as a loan to capital ratio of 3:1 or lower is maintained. (和訳：蒸留酒の流通サービス以外は外国株主に関する数量制限をせず、負債対資本の比率が3対1かそれ以下で維持される限り75パーセントを超えない範囲での外国からの資本参加が認められる。)

このように2007年発効の日タイEPAでは、タイによる卸売・小売サービスでの外資規制緩和が実現されている。流通分野はサービス提供者および消費者の双方にとり非常に大きな影響を持つ分野であるが、GATSにおいてタイは約束がない（つまり対外開放を法的に宣言していない）。したがって、流通サービス貿易の自由化に関して、

¹⁷ これは市場アクセスおよび内国民待遇に共通の規定内容である。

日本とタイの間における二国間協定交渉が果たしている実質的な役割が GATS 以上に大きいといえる。

コラム 「F T A交渉では、ライバル国の約束表をつねに参照し、W T Oプラスを目指して交渉がなされている。」

上のタイトルは日本の経済産業省のF T A担当官へ行ったインタビューにおける聴取結果である。FTA が他の FTA の形成過程と間接的にはあれ、密接に関連して交渉される実態を示している。W T O プラスの具体的な事例として、日シンガポール EPA の「W T O プラス」要素の一部を概観する（出所：『不公正貿易報告書』、2011 年版）。

<市場参入制限なし（日本資本による 100%出資可能な分野）>

レンタル・リース、人材派遣サービス、梱包サービス、流通業、環境サービス、貨物輸送

代理店サービスの各分野

<市場参入等に一定の条件を設けた上で約束を行った主な分野>

- ・金融分野（保険、銀行）：外資規制の緩和、貸し付け総額規制の緩和、新サービスの自由化、保険会社への新規免許の発行、保険会社への出資規制（49%）の撤廃等
- ・電気通信分野：シンガポールが GATS において留保を行っている外資制限（上限 73.99%）の撤廃（日本資本による 100%可）等、GATS よりも自由化水準の高い約束を実現。
- ・観光分野：6 業種のうち「食事の給仕（ケータリング）サービス」等 3 業種を約束。
- ・運輸分野：38 業種のうち「外航海運（旅客）サービス」、「海運フォワードサービス」、「倉庫サービス」等 35 業種を一定の制限の下、約束。
- ・その他、「船舶、航空機、自家用・物品運送車両等に関する運転者を伴わない賃貸サービス」（但しカボタージュ（国内運送の自国運送権）を除く）について約束。

3.4 サービス貿易障壁の計測

GATS にせよ FTA にせよ、約束表をみるだけではどの程度サービス貿易の自由化が進んでいるかを推測することができない。すでに触れたように、サービス貿易障壁を計測することは、約束表の記載が定性的なものであり、そもそも非常に困難である。それでも推計しようとする研究はいくつか存在する。そこでサービス貿易の障壁の度合いを計測するいくつかの研究について、以下で概略を紹介したい。

まず Hoekman (1995) は None (規制なし) を 1 点、Limitation (規制についての記述あり) を 0.5 点、Unbound (約束せず) を 0 点として個別サービス分野ごとに集計して“Hoekman 指数”を算出している (満点は 1 となる)。もちろん規制 (Limitation) の種類には様々あり、それらの規制の度合いは異なるが、それを定量的に評価することは容易ではないため、規制を一律 0.5 点と単純化したのが Hoekman 指数である。

この指数化の手法を用いて GATS および東アジアの FTA ごと、国ごとにサービス規制の度合いを算出した結果を表 8 に示す。まず気がつく点は、GATS およびすべての FTA に関し、Hoekman 指数は 0.5 を下回っている点である。すなわち Unbound (約束せず) の分野が相対的に非常に多いことが分かる。満点が 1 点であることを考えると、FTA における約束状況でさえ、決して高い水準のものとはいえないのが現状である。このことに関連し、Gootiiz and Mattoo (2009) は世界銀行におけるサービス貿易への規制措置について研究し、ドーハ開発アジェンダにおいてはウルグアイラウンドよりサービス自由化の約束の度合いが高まったが、現実の政策 (いつでも変更しうるもの) との間にはまだ大きなギャップが世界各地および全体として存在しており、サービス政策の透明性が現状の課題であると指摘している。FTA には現実の政策における自由化度と GATS における約束の度合いのギャップである「WTO プラス」をまさに縮める効果があり、GATS の指数よりは FTA の指数のほうが大きくなり、現実の政策を国際的に約束する役割を果たしている。したがって WTO を通じたサービス自由化が停滞している状況では、いわゆる広域 FTA でサービス貿易の自由化を行うことは、サービス自由化の度合いとその透明性を高める上で有意義であろう。

表 8 FTA ごと、国ごとの Hoekman 指数 (平均値) の算出

国名	GATS	AFAS package5	AFAS package7	ASEAN - 中国 FTA	ASEAN - 韓国 FTA	ASEAN-豪州 NZFTA
日本	0.33	—	—	—	—	—
中国	0.24	—	—	0.13	—	—
韓国	0.22	—	—	—	0.28	—
オーストラリア	0.34	—	—	—	—	0.38
ニュージーランド	0.25	—	—	—	—	0.39
ブルネイ	0.03	0.15	0.18	0.03	0.08	0.07
カンボジア	0.37	0.38	0.38	0.37	0.37	0.38

インドネシア	0.06	0.21	0.35	0.06	0.18	0.16
ラオス	—	0.10	0.33	0.02	0.07	0.12
マレーシア	0.10	0.22	0.31	0.10	0.19	0.16
ミャンマー	0.03	0.21	0.33	0.03	0.03	0.11
フィリピン	0.09	0.20	0.29	0.09	0.16	0.11
シンガポール	0.11	0.24	0.36	0.23	0.31	0.32
タイ	0.24	0.26	0.46	0.24	n.a.	0.24
ベトナム	0.27	0.27	0.33	0.33	0.31	0.32
ASEAN 平均	0.14	0.22	0.33	0.15	0.19	0.20
総平均	0.19	—	—	0.15	0.20	0.23

注：FTA のいくつかの国では、GATS において約束してある分野を掲載せずに FTA の約束表に記入しているため、Hoekman 指数の算出に際し、GATS での約束分を上乗せした後の数値を示している。 n.a. 約束表が未公表につき不明。

出所：Hoekman (1995) に掲載の算出方法（本文の通り）に基づき計算。

Dee (2005) はサービス貿易の障壁に関してさらに踏み込んだ研究を行い、世界各地の代表的な国々の航空旅客サービス、銀行サービス、流通サービス、発電サービス、海洋輸送サービス、各種専門家サービスおよび電気通信サービスについての政策を積み付けして規制の度合いを外国事業者向けと国内事業者向けそれぞれで算出し、その差をとることで、外国事業者への規制の度合いとして指数化している。¹⁸

また関連して国際機関 OECD においては、サービス貿易の規制度を示すサービス貿易規制度指数 (Service Trade Restrictiveness Index: STRI) を計測する研究が現在進行中である。具体的な方法はコンピュータサービス、建設サービス、専門家サービス、電気通信サービスなどの分野ごとに、規制の種類と内容についての情報収集と専門家へのインタビューを行い、そのサービス分野で重要と思われる規制の程度に評価を行い、それを数値化するというものである。この方法は主観的な評価を用いている点で、偏りの可能性があると同時に規制の実態面をとらえる研究として今後の発展が期待できる。

¹⁸ 結果の提示は膨大になるため割愛するが、参考文献に記載の Dee (2005) に付した URL もしくは論文名のネット検索にて指数のダウンロードが可能である。

本節では規制の度合いについて概観したが、次節では、サービス貿易に関する近年の実証分析結果に基づいて、サービスの規制や貿易パターン、サービス・オフショアリングとその雇用や生産性への効果などについて考察する。

第4節 サービス貿易に関する最近の研究動向

4.1 サービス貿易に関する規制指標

サービス貿易の障壁の計測方法には、大きく2つある。まず、各国の通商政策、貿易ルール、国内規制などに関する詳細な情報を収集し、各サービス項目について障壁の大きさを指数化する方法である。たとえば、前節でも紹介したようなHoekman指数やOECDのSTRIなどがある¹⁹。もう一つは、間接的に障壁の大きさを推計する方法で、たとえば、各セクターのプライス・コスト・マージン（競争が制限されている度合いを示す）を計算したり、グラビティ・モデルを推計したりして、障壁が全くなかった場合にどれだけの貿易量があるかを推計する。これは、貿易量の理論値と解釈され、この理論値と実際の貿易量との差が貿易障壁の大きさであると解釈するものである。

こういった規制指標等を利用したり、または、CGE（計算可能一般均衡）モデルなどを利用して、サービス自由化がサービス貿易や経済の様々な側面（生産、消費、経済厚生）に与える影響を分析した実証研究が数多く存在する。Hoekman (2006) や Francois and Hoekman (2010) などのサーベイ論文を参照されたい。

4.2 サービス貿易のパターンに関する実証分析

サービス貿易については、すでに述べたように、国際的な基準に基づいて作成されている統計で捕捉できるのはほぼ第1モードに限られる。その他のモードについては、いくつかの先進国ではある程度捕捉できるものの、統計の信頼性や詳細度は国によって異なり、国際比較分析は難しい。発展途上国においては、第1モードですら、詳細な項目別・相手国別統計が入手できず、世界のサービス貿易について、貿易相手国別に詳細な分析をすることはほぼ不可能である。しかし、2000年代に入り、OECDを中心に、上述のサービス規制指標やサービス貿易統計の整備が進み、欧州諸国については、かなり詳細な項目別にサービス貿易マトリックスの作成が進んできた²⁰。残念ながら、日本を含むアジアについては、こうした研究が開始される状況にはないが、欧

¹⁹ OECDによる最近のサービス貿易障壁に関する研究成果は、OECD (2009)などを参照。

²⁰ 貿易マトリックスとは、各輸出国が各輸入国に対して、どれだけの金額を輸出したかを示した表のことをいう。

州における研究では、財貿易と似たような特徴がいくつか見出されている。例えば、Breinlich and Ciruscolo (2010)などを参照のこと。

4.3 サービス・オフショアリングと国内の雇用や生産性

第1節にも述べたように、狭義のサービス貿易において輸送や旅行以外に大きなシェアを占めるのはビジネスサービスやコンピュータ・情報サービスである。具体的には、会計・法務・財務などのサービス、コンサルティング、コールセンター業務、人材紹介・派遣業、警備・ビルメンテナンス業などがビジネスサービスに含まれ、ソフトウェア開発やインターネット付随サービス、調査などがコンピュータ・情報サービスに含まれる。情報技術（IT）の進歩によって、国境を越えた通信コストやコンピュータなどのハードウェアの価格が飛躍的に低下し、世界中でコンピュータやインターネットの利用が急速に普及した。その結果、ソフトウェア開発や情報処理サービスを遠隔地から安価に供給することが可能になり、また、企業内の諸業務をシステム化し、社内・外のネットワークを利用すれば、コールセンター業務のみならず、経理や給与支払、人事管理、福利厚生や不動産管理などの社内業務についても外部に安価で業務委託（アウトソーシング）することができるようになった。情報処理サービスを外部にアウトソーシングすることを IPO (Information Process Outsourcing)、自社の業務処理を外部にアウトソーシングすることを BPO (Business Process Outsourcing) といい、ITの進歩はこうしたアウトソーシングの拡大をもたらした。

これら業務を国内の業者にアウトソーシングする場合は、サービス貿易として国際収支表に計上されることはないが、海外の業者にアウトソーシングする場合、その委託業務の対価として支払われた金額は、国際収支表上でサービスの支払（輸入）として計上される。もし、国内業者よりも海外業者が同質のサービスを安価に提供できるならば、海外業者へのアウトソーシングが増え、ビジネスサービスやコンピュータ・情報サービスの貿易が増加することになる。これまで「アウトソーシング」という用語を用いてきたが、アウトソーシングとは厳密にいうと、業務委託先が国内であるか海外であるかにかかわらず、他社に業務を委託することを指す。海外の他社に業務委託することは、オフショア・アウトソーシングといい、海外に設立した自社の子会社・関連会社等に業務委託することをオフショア・インソーシングという。近年の実証研究では、オフショア・アウトソーシングとオフショア・インソーシングを合わせて、「オフショアリング」と呼ぶことが多い。

実際、これらのサービスの貿易額を時系列で見ると、世界のサービス輸出額合計が1990年から2008年の間に約4.8倍となったのに対し、ビジネスサービスの輸出額合計は同期間に約5.2倍になっている（IMFのBalance of Payment Statisticsによる）。

コンピュータ・情報サービスは 1990 年代の統計を報告していない国が多いため、2000 年から 2008 年の増加をみると、同期間に輸出額合計が約 4.5 倍になっており、同期間のサービス輸出額合計が 2.5 倍であったのに比較して、大幅な増加を示している²¹。これらサービスの主要な貿易国をみてみよう。まず、表 9 は、コンピュータ・情報サービスの輸出額上位国と輸入上位国をまとめたものである。インドは、2000 年時点でも輸出国としてすでに第 3 位にあったが、2008 年には第 1 位となり、輸出額の伸び率も先進諸国のそれを大きく上回る。また中国やロシアなども輸出額の伸び率が大きい。輸入額をみると、アメリカの伸び率が著しく、当該期間にアメリカからインドへのコンピュータ・情報サービスのアウトソーシングが大幅に増加したことを裏付けている。一方、日本は当該期間において、輸出額の伸びはマイナス、輸入額の伸びも極めて小さく、世界の主要国と比較して、コンピュータ・情報サービスの貿易において著しくプレゼンスを低下させた。

表 9 コンピュータ・情報サービスの貿易額上位国

(a) コンピュータ・情報サービス輸出額上位 20 カ国

順位	2000年	輸出額 (百万米 ドル)	2008年	輸出額 (百万米 ドル)	2000-08 年の年平均 変化率 (%)
1	アイルランド	7,490	インド	49,111	117.4
2	アメリカ合衆国	5,622	アイルランド	35,035	46.0
3	インド	4,727	ドイツ	15,398	38.2
4	イギリス	4,319	イギリス	13,296	26.0
5	イスラエル	4,246	アメリカ合衆国	13,120	16.7
6	ドイツ	3,798	フィンランド	8,190	491.5
7	カナダ	2,428	スウェーデン	7,841	78.4
8	スペイン	2,043	イスラエル	6,852	7.7
9	ベルギー	1,786	オランダ	6,684	59.1
10	日本	1,569	中国	6,252	207.1
11	オランダ	1,166	スペイン	6,120	24.9
12	スウェーデン	1,078	カナダ	5,007	13.3
13	フランス	800	ベルギー	3,698	13.4
14	ノルウェー	660	イタリア	2,256	50.5
15	オーストラリア	494	ノルウェー	2,166	28.5
16	イタリア	448	オーストリア	2,160	78.7
17	中国	356	フランス	1,861	16.6
18	オーストリア	296	ロシア	1,644	334.7
19	シンガポール	247	シンガポール	1,552	66.0
20	フィンランド	203	オーストラリア	1,418	23.4
26			日本	946	-5.0

²¹例えば、日本の場合、1996 年からコンピュータ・情報サービスの項目を国際収支統計で報告している。

(b) コンピュータ・情報サービス輸入額上位 20 カ国

順位	2000年	輸入額 (百万米 ドル)	2008年	輸入額 (百万米 ドル)	2000-08 年の年平均 変化率 (%)
1	ドイツ	4,970	アメリカ合衆国	16,895	117.0
2	日本	3,066	ドイツ	13,756	22.1
3	アメリカ合衆国	1,631	イギリス	6,274	49.2
4	ベルギー	1,322	オランダ	5,730	47.8
5	イギリス	1,270	イタリア	4,513	48.5
6	スペイン	1,227	日本	3,972	3.7
7	オランダ	1,187	インド	3,787	69.6
8	ブラジル	1,145	スウェーデン	3,194	24.6
9	スウェーデン	1,078	中国	3,165	136.8
10	イタリア	926	スペイン	2,848	16.5
11	カナダ	899	ブラジル	2,787	17.9
12	フランス	744	ベルギー	2,736	13.4
13	インド	577	カナダ	2,662	24.5
14	オーストラリア	514	フランス	2,255	25.4
15	ロシア	474	フィンランド	1,920	65.8
16	オーストリア	374	オーストリア	1,741	45.7
17	フィンランド	307	ノルウェー	1,695	74.8
18	ルクセンブルグ	278	ロシア	1,424	25.1
19	アイルランド	277	オーストラリア	1,313	19.5
20	中国	265	シンガポール	1,069	46.6

(資料) IMF "Balance of Payments Statistics"

表 10 は、ビジネスサービスについて、輸出額上位国と輸入上位国をまとめたものである。ビジネスサービスの輸出入においても、中国、インド、ロシアなどの伸び率が大きく、これら諸国やシンガポール、アイルランドなどが順位を上げている。日本は、ビジネスサービスにおいても、輸出入金額の伸び率が比較的小さく、諸外国と比べると日本では IPO、BPO の進展度合いが小さかったことを示唆している。

表 10 ビジネスサービスの貿易額上位国

(a) ビジネスサービス輸出額上位 20 カ国

順位	2000年	輸出額 (百万米 ドル)	2008年	輸出額 (百万米 ドル)	2000-08 年の年平均 変化率 (%)
1	アメリカ合衆国	46,019	アメリカ合衆国	89,830	11.9
2	イギリス	33,878	イギリス	82,641	18.0
3	ドイツ	24,203	ドイツ	78,296	27.9
4	フランス	19,299	中国	46,349	63.1
5	日本	17,709	日本	41,135	16.5
6	香港	15,952	フランス	38,177	12.2
7	オランダ	15,527	オランダ	36,110	16.6
8	イタリア	13,789	シンガポール	36,035	42.0
9	カナダ	10,402	香港	33,079	13.4
10	ベルギー	10,243	スペイン	32,834	38.7
11	デンマーク	9,260	ベルギー	30,566	24.8
12	スウェーデン	8,389	イタリア	30,269	14.9
13	シンガポール	8,262	アイルランド	29,422	180.2
14	スペイン	8,018	スイス	28,103	54.7
15	中国	7,663	スウェーデン	27,353	28.3
16	韓国	7,200	インド	24,211	60.4
17	オーストリア	5,384	カナダ	18,792	10.1
18	スイス	5,224	オーストリア	16,659	26.2
19	マレーシア	5,055	ブラジル	14,331	26.7
20	サウジアラビア	4,779	ロシア	13,102	81.6

(資料) IMF "Balance of Payments Statistics"

(b) ビジネスサービス輸入額上位 20 カ国

順位	2000年	輸入額 (百万米 ドル)	2008年	輸入額 (百万米 ドル)	2000-08 年の年平均 変化率 (%)
1	アメリカ合衆国	34,191	ドイツ	67,467	13.4
2	ドイツ	32,572	アメリカ合衆国	62,498	10.3
3	日本	24,296	イギリス	46,607	21.9
4	イタリア	17,799	アイルランド	43,523	26.9
5	イギリス	16,946	日本	40,549	8.4
6	オランダ	16,687	中国	38,597	56.8
7	フランス	15,461	イタリア	36,402	13.1
8	アイルランド	13,814	フランス	36,182	16.8
9	韓国	10,328	スペイン	35,702	31.7
10	スペイン	10,093	オランダ	28,875	9.1
11	カナダ	9,626	韓国	27,245	20.5
12	ベルギー	9,440	ベルギー	26,793	23.0
13	スウェーデン	8,741	シンガポール	21,059	50.3
14	サウジアラビア	8,434	インド	20,309	46.2
15	インドネシア	7,796	スウェーデン	19,680	15.6
16	デンマーク	7,049	ロシア	15,975	46.8
17	中国	6,959	カナダ	14,087	5.8
18	マレーシア	6,035	ブラジル	13,556	36.9
19	インド	4,323	フィンランド	12,552	48.2
20	シンガポール	4,188	タイ	12,121	24.1

(資料) IMF "Balance of Payments Statistics"

日本では、IPO や BPO の進展度合いが比較的小さかったが、諸外国においては、2000 年代、IPO や BPO の増加が国内の雇用や生産性に与える影響について、大きな関心を集めた。例えば、アメリカからインドへのコンピュータ・情報サービスのアウトソーシングが大きく増加し、そのためにアメリカ国内のコンピュータ技術者やその他の労働者の雇用が奪われるという議論が高まり、2000 年代に入って、米国を中心にこれらサービスの輸入と国内雇用や生産性に関する実証研究が活発に行われた。たとえば、McKinsey Global Institute (2003, 2005)、Amiti and Wei (2005, 2009) などがある。また、サービスの海外へのアウトソーシングが、どのような職種の労働者に影響を与えるのかを理論的に分析した Grossman and Rossi-Hansberg (2008) や、財・サービス貿易と国内の職種別労働者割合の変動との関係を実証分析した Ariu and Mion (2011) といった研究が活発になりつつある。

第 5 節：まとめ

本稿では、サービスの国際取引の定義を説明した上で、サービス自由化によって機体される効果やサービス自由化交渉における問題点などを説明した。また、アジア太平洋諸国について、GATS におけるサービス自由化約束の現状やサービス貿易障壁を測る指標の一つである“Hoekman 指数”を提示し、各国のサービス取引の規制度合いを考察した。そして、近年、情報技術の進歩を受けて、コンピュータ・情報サービスやビジネスサービスのオフショアリングが増加していること、そして、これらサービスのオフショアリングが国内の雇用や生産性などに与える影響についても関心が高まっていることを述べた。サービス業種の多くは、財と比べて貿易可能性が低く、これまでは、国際競争に晒される度合いが低かった。しかし、技術進歩によってこれまで貿易できなかったサービスが貿易可能になったり、また、世界各国がサービス取引の自由化を進める中で、消費者の便益は増える一方、マイナスの影響を受ける生産者や労働者が出てくる可能性がある。これまで国際競争をあまり経験してこなかった業種であるだけに、サービス自由化を進めていくには国内の利害調整にさまざまな困難が伴う。しかし、サービス自由化のメリットを正しく認識し、課題を一つ一つ解決しながら、根気よくサービス自由化交渉を進めていくしかないであろう。その一つの方法として、近年では多くの国で、まず地域限定的な FTA の枠組みでサービス自由化を進め、徐々に地域外の国も取り込んでいく、という戦略が採られている。

本稿の執筆時点では、WTO のドーハ開発アジェンダが近い将来に妥結される見込みは小さい。そうであればなおさら、FTA を通じたサービス貿易関連の規制撤廃は大きな役割を果たすこととなる。個別の多くの FTA 間でなるべく高い自由化度を競争

的に目指し、それらをいずれ一元化し WTO 全体へと広げていく、すなわち「多角化 (multilateralize)」していくことがサービス貿易の自由化推進策の基盤となっている。

参考文献

和文

- 石戸光 (2010) 「APEC 参加エコノミーを取り巻くサービス貿易自由化の現状」、*アジア研ワールド・トレンド*、16 巻 12 号、pp.4-9.
- 伊藤元重 (1989) 「サービス貿易の現状とその自由化について一貿易理論からの視点一」、『*フィナンシャル・レビュー*』、第 10 号、pp.1-19、大蔵省財政金融研究所。
- 浦田秀次郎・小川英治・澤田康幸 (2011) 『はじめて学ぶ国際経済』、有斐閣アルマ。
- 木村福成 (2003) 「国際貿易理論の新たな潮流と東アジア」、『*開発金融研究所報*』第 14 号、1 月、pp. 106-116、国際協力銀行開発金融研究所。
- 高澤美有紀 (2006) 「WTO ドーハ・ラウンドにおけるサービス貿易自由化交渉」、『*レファレンス*』、国立国会図書館調査および立法考査局、pp.153-170。

英文

- Amiti, Mary, and Shang-Jin Wei (2005) “Fear of Service Outsourcing: Is it Justified?,” *Economic Policy* 20(42): 308-347.
- Amiti, Mary, and Shang-Jin Wei (2009) “Service Offshoring and Productivity: Evidence from the US,” *World Economy* 32(2): 203-220.
- Ariu, Andrea, and Giordano Mion (2011) “Service Trade and Occupational Tasks: An Empirical Investigation,” CEP Discussion Paper No. 1107, December, Centre for Economic Performance, The London School of Economics and Political Science.
- Borchert, Ingo, and Aaditya Mattoo (2009) “The Crisis-Resilience of Services Trade,” World Bank Policy Research Paper 4917, World Bank, Washington DC.
- Breinlich, Holger, and Chiara Criscuolo (2010) “International Trade in Services: A Portrait of Importers and Exporters,” *Journal of International Economics* 84 (2): 188-206.
- Copeland, Brian, and Aaditya Mattoo (2008) “The Basic Economics of Services Trade,” in A. Mattoo, R. M. Stern, and G. Zanini, eds., *A Handbook of International Trade in Services*, Chapter 3, pp. 84-129, Oxford and New York: Oxford University Press.
- Dee, Philippa (2005) “A Compendium of Barriers to Services Trade”, prepared for World Bank, available at <https://www.gtap.agecon.purdue.edu/resources/download/3492.pdf> (accessed January 8, 2012).

- Dee, Philippa (2009) "Services Liberalization toward the ASEAN Economic Community", Chapter 2 in Shujiro Urata, et al. (2009) ERIA RESEARCH PROJECT 2009 No. 3, "Tracing the Progress toward the ASEAN Economic Community". <http://www.eria.org/research/y2009-no3.html> (accessed March 12, 2011).
- Escaith, Hubert (2008) "Measuring Trade in Value Added in the New Industrial Economy: Statistical Implications," Unpublished.
- Francois, Joseph, and Bernard Hoekman (2010) "Services Trade and Policy," *Journal of Economic Literature* 48: 642-92.
- Fujita, Masahisa, Paul Krugman, and Anthony J. Venables (2001) *The Spatial Economy: Cities, Regions, and International Trade*, MIT Press.
- Gasos, Jorge and Kalus-Dieter Thoben (eds.) (2003) *E-Business Applications: Technologies for Tomorrow's Solutions*, Berlin: Springer.
- Gootiiz, Batshur and Aaditya Mattoo (2009) "Services in Doha: What's on the Table?" *Journal of World Trade*, 43 (5): 1013-30.
- Grossman, Gene M. and Esteban Rossi-Hansberg (2008) "Trading Tasks: A Simple Theory of Offshoring," *American Economic Review* 98(5): 1978-1997.
- Helpman, Elhanan, and Paul Krugman (1985) *Market Structure and Foreign Trade: Increasing Returns, Imperfect Competition, and the International Economy*, Cambridge and London: MIT Press.
- Hoekman, Bernard (1995) "Assessing the General Agreement on Trade in Services", World Bank Discussion Paper No.307, World Bank, Washington DC.
- Hoekman, Bernard (2006) "Liberalizing Trade in Services: A Survey," World Bank Policy Research Working Paper 4030, October, The World Bank.
- Hoekman, Bernard, Will Martin and Aaditya Mattoo (2009) "Conclude Doha: It Matters!", World Bank Policy Research Working Paper 5135, World Bank, Washington DC.
- Mattoo, Aaditya, Robert M. Stern, and Gianni Zanini, eds. (2008) *Handbook of International Trade in Services*, Oxford and New York: Oxford University Press.
- McKinsey Global Institute (2003) *Offshoring: Is It a Win-Win Game?*, McKinsey and Company.
http://www.mckinsey.com/mgi/publications/win_win_game.asp (accessed on June 10, 2009).
- McKinsey Global Institute (2005) *How Offshoring of Services Could Benefit France*, McKinsey and Company.
<http://www.mckinsey.com/mgi/publications/offshoringbenefits.asp> (accessed on June 10, 2009).
- OECD (2003) "Quantifying the Benefits of Liberalising Trade in Services".
[http://books.google.co.jp/books?id=eMP_d_-upbYC&pg=PA150&lpg=PA150&dq=Hoekman+Commitment+Index+\(1995\)&source=bl&ots=M0hjel7bXy&sig=_ic1rpqQ3aAb5xzbr2GhCaoGvXo&hl=ja&ei=o6-JS7-WLM-LkAX19-2TDw&sa=X&oi=book_result&ct=result&resnum=10&ved=0CEkQ6AEwCQ#v=onepage&q=Hoekman%20Commitment%20Index%20\(1995\)&f=false](http://books.google.co.jp/books?id=eMP_d_-upbYC&pg=PA150&lpg=PA150&dq=Hoekman+Commitment+Index+(1995)&source=bl&ots=M0hjel7bXy&sig=_ic1rpqQ3aAb5xzbr2GhCaoGvXo&hl=ja&ei=o6-JS7-WLM-LkAX19-2TDw&sa=X&oi=book_result&ct=result&resnum=10&ved=0CEkQ6AEwCQ#v=onepage&q=Hoekman%20Commitment%20Index%20(1995)&f=false) (accessed 14 January 2011).

OECD (2009) “Testing the Services Trade Restrictiveness Index: Gravity Regressions and Trade Costs Analysis”, a paper presented at OECD Experts Meeting on the Services Trade Restrictiveness Index (STRI), Paris, 2-3 July 2009.

http://www.oecd.org/document/9/0,3343,en_2649_36344374_41524105_1_1_1_37431_00.html, (accessed 14 January 2011).

Ryo Ochiai, Philippa Dee and Christopher Findlay (2007) “Services in Free Trade Agreements” RIETI Discussion Paper Series 07-E -015. <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/07e015.pdf> (accessed 23 March 2011).

(Also published as Ryo Ochiai, Philippa Dee and Christopher Findlay (2010) “Services in Free Trade Agreements” Christopher Findlay and Shujiro Urata eds. *Free Trade Agreements in the Asia Pacific*, World Scientific, Singapore.)

WTO (2011) *International Trade Statistics 2011*, World Trade Organization.